

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する市区町村ごとに「償却資産申告書」「種類別明細書」を作成してください。えびの市内に2ヶ所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。

2 作成していただく書類

次の注意事項にしたがって作成してください。

作成書類	注意事項
償却資産申告書	以下の場合、その旨を「18 備考」欄に必ず記載してください。 ・ 資産がない場合 → 「資産なし」 ・ 資産に増減がない場合 → 「増減なし」 ・ 廃業、解散等した場合 → 「令和〇年〇月〇日 廃業、精算終了」 ・ 取得年月、取得金額、耐用年数を修正した場合
種類別明細書	1. 資産内容が印字されていない場合（記入例1） 毎年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2. 資産内容が印字されている場合（記入例2） 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を、<u>赤字で加除修正</u>してください。

3 申告していただく事項

（1）取得価格

取得価格とは、償却資産を取得するために支出したすべての金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、整地費用その他、その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価格の算出方法は、所得税または法人税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価格が30万円未満の資産については、所得税および法人税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の固定資産税の取扱いについては、2ページ、10ページをご覧ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、所得税または法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。(◎基本的にこの耐用年数となります。)

イ 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数・・・所得税法または法人税法の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

耐用年数の改正について

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

(3) その他

所在・種類・数量・取得年月・その他償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書および種類別明細書記入例（14～17ページ）を参考に記入してください。

①～⑨の内容を記入してください。

令和 7 年度

償却資産
種類別明細書

氏名

〇〇 〇〇〇

ページ 1

行政区コード	
世帯識別	
所有者コード	1234567

記入例1 種類別明細書

※初めて申告される方の記入方法
(資産内容が印字されていない場合)

行 番号	資産番号	種 類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用 年数	取得価格 (円)	減価 残存率	本年度 評価額 (円)	特例 適用率	特例 コード	本年度 課税標準額 (円)	異動 事由	摘要
1		1	事務所内装工事	1	506 9 10		1,200,000						1	
2		1	駐車場アスファルト舗装	1	506 11 10		3,600,000						1	
3		2	太陽光発電設備(栗下1234番地)	1	506 11 17		5,000,000			1/2			1	課税標準の特例あり
4		6	テレビ	3	506 11 5		900,000						1	
5		6	パソコン(即時償却)	2	506 11 4		280,000						2	即時償却適用資産
6		6	応接セット	1	506 11 8		180,000						1	
7		6	エアコン	3	506 11 6		700,000						1	
8													8	
9														
10														
11														
12														

【種類】
以下の数字で記入してください。
1 構築物(建物附属設備含む)
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

【取得時期】
4 平成
5 令和
(例)令和6年9月
の場合は、
「50609」

【耐用年数】
所得税及び
法人税の法
定耐用年数
を記入してく
ださい。

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、
増加償却を行っている資産等について、その旨表示してください。
資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した
事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

【取得価格】
当該資産の取得価格を記入してください。

【特例適用率】
課税標準の特例を受ける資産がある場
合は、特例率を記入してください。

【異動事由】
該当する異動事由コードを記入してくだ
さい。
3または13の場合、摘要欄に異動元・移
動先の所在地を記入してください。4また
は14の場合、摘要欄に理由を記入してく
ださい。

この欄は記入不要です。

【資産の名称】
20文字以内で記入
してください。

1.構築物 3.船舶 5.車両及び運搬具
2.機械及び装置 4.航空機 6.工具、器具及び備品

年号

1.明治
2.大正
3.昭和
4.平成
5.令和

異動
事由

取得の場合 01.新品取得 02.中古品取得 03.移動による受入 04.その他
喪失の場合 11.売却 12.滅失 13.移動 14.その他
修正の場合 41.一部増加 42.その他訂正 51.価格訂正

①～⑭の内容を記入してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、朱書きで修正してください。

令和 年 月 日 えびの市長 様		令和 7 年度		個人は12桁、法人は13桁のマイナンバーを記入してください。		所有者コード 9876543	
1 住所 (ふりがな) 〒 886-8501 えびの市大字栗下1129番地 えびの市大字栗下129番地 (電話 0984-35-1111)		法人の場合は、本店の所在地を記入してください。		3 個人番号又は法人番号 3 4 事業種目 不動産賃貸、管理業 (資本金等の額 3 百万円) 5 事業開始年月 平成27 年 2 月 6 この申告に回答する者の氏名 および氏名 電話 0984-35-1112) 7 税理士等の氏名 電話 0984-35-1113)		8 短縮耐用年数の承認 有 無 9 増加償却の届出 有 無 10 非課税該当資産 有 無 11 課税標準の特例 有 無 12 特別償却又は圧縮記帳 有 無 13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法 14 青色申告 有 無	
2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 〇〇 〇〇〇 (屋号 〇〇)		税理士または税理士法人が税務代理をする場合には、その権限を有する書面として代理権限証書をご提出ください。		9 ① えびの市大字栗下1292番地 ② 市内にある事業所・資産の所在地をすべて記入してください。 ③ ...		10 貸主の名称等 〇〇リース(株)	
16 資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		前年前に取得したもの (イ) 前年中に減価償却したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		15 市内にお事業所等資産の所在地 16 借用資産 (有・無) 17 事業用家屋の所有 自己所有 借家		12 自己所有 借家	
18 備考(添付書類等) 13 「資産数」「資産なし」「資産の増減なし」「令和〇年〇月〇日解散」「資産番号〇の耐用年数変更」、添付書類名など、必要な事項を記入してください。		資産の種類 評価額 (ホ) 決定価格 (ヘ) 課税標準額 (ト)		1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計			

※前年度以前に申告された方の記入方法
(申告書に氏名等が印字されている場合)

①～⑨の内容を記入してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、朱書きで修正してください。

令和 7 年度

償却資産
種類別明細書

氏名

〇〇 〇〇〇

ページ 1

行政区コード	
世帯識別	
所有者コード	9876543

記入例2 種類別明細書

※前年度以前に申告された方の記入方法
(資産内容が印字されている場合)

行 番 号	資産番号	種 類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用 年数	6 価格 (円)	減価 残存率	本年度 評価額 (円)	特例 適用率	特例 コード	本年度 課税標準額 (円)	異動 事由	摘要
1		1	コンクリート舗装	1	418 9 15		1,500,000 2,000,000							取得価格 訂正
2		1	受変電設備	1	418 11 15		2,500,000	0.858				272,127		
3		2	太陽光発電設備(栗下1234番地)	1	430 11 17		5,000,000	0.934		7	1/2	1,783,381		課税標準の 特例あり
4		6	コピー機	1	407 12 5		800,000							4年7月 廃棄
5		6	コピー機	1	503 12 5		1,000,000						1	4年度 申告もれ
6		6	応接セット	1	506 7 8		400,000						1	9
7		6	パソコン(即時償却)	1	506 11 4		280,000						1	即時償却 適用資産
8														
9														
10														
11														
12														

【種類】

以下の数字で記入してください。

- 1 構築物(建物附属設備含む)
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

【取得時期】

4 平成
5 令和
(例)令和5年9月
の場合は、
「50509」

【耐用年数】

所得税及び
法人税の法
定耐用年数
を記入してく
ださい。

【摘要】

非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産等について、その旨表示してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

種類

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

年号

1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和

異動
事由

- 取得
喪失の場合 11. 売却 12. 滅失 13. 移動 14. その他
修正の場合 41. 一部増加 42. その他訂正 51. 価格訂正

IV 償却資産の課税について

1 納税義務者

毎年賦課期日（1月1日）現在に償却資産を所有する方が納税義務者となります。

2 課税標準、税率、免税点等

（1）課税標準

課税標準は、1月1日における決定価格（評価額）になります。

（7ページの課税標準の特例が適用されるものは、適用後の額）

（2）税率

固定資産税の税率は、1.4％です。

（3）税額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額×税率1.4％

（4）納期限

第1期（4月30日） 第2期（7月31日）

第3期（12月25日） 第4期（2月末日）

※納期限が土日祝日の場合は、その翌日の平日となります。

（5）免税点

えびの市内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

3 評価額の計算方法

固定資産評価基準に基づき、申告していただいた資産の取得時期・取得価格・耐用年数を基本にして計算します。

ア 取得後1年目の計算（固定資産税は、一律半年分を減価償却します。）

評価額＝取得価格× $(1 - r/2)$

イ 取得後2年目以降の計算

評価額＝前年度の評価額× $(1 - r)$

※ r は、耐用年数に応じた定率法による年間減価率

計算した結果、評価額が取得価格の5％に満たない場合は、取得価格の5％の額が評価額となります。

【計算例】

太陽光発電設備 取得価格 16,500,000 円、耐用年数 17 年（減価率：年間 0.127）

ア 1 年目

$$\begin{aligned}\text{評価額} &= 16,500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.127 \div 2) \\ &= 16,500,000 \text{ 円} \times 0.936 \\ &= 15,444,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

イ 2 年目

$$\begin{aligned}\text{評価額} &= 15,444,000 \text{ 円} \times (1 - 0.127) \\ &= 15,444,000 \text{ 円} \times 0.873 \\ &= 13,482,612 \text{ 円}\end{aligned}$$

ウ 3 年目

$$\begin{aligned}\text{評価額} &= 13,482,612 \text{ 円} \times (1 - 0.127) \\ &= 13,482,612 \text{ 円} \times 0.873 \\ &= 11,770,320 \text{ 円}\end{aligned}$$

**固定資産税
(償却資産)**

の納付は

口座振替

便利!
確実!

がオススメです!

口座振替は一度お申込みいただければ、以降の税は自動的に振替されるため、納め忘れの心配がありません。

また、現金を取り扱わないため安心です。

※1 期から振替を希望する場合は 3 月上旬までにお申込みください

〔申込みに必要なもの〕 ○預貯金通帳 ○届出(通帳)印 ○納税通知書

◎申込書は市町内金融機関、または市役所・町役場の税務課窓口にあります。

◎振替可能金融機関など詳しくは、申告先の市町へお問い合わせください。

申告先	担当部署	電話番号
小林市	小林市役所 税務課 納税グループ	0984 (23) 0115
えびの市	えびの市役所 税務課 収納対策室	0984 (35) 3737
高原町	高原町役場 税務会計課 課税係	0984 (42) 2113